

	申し入れの内容	回答
1	<p>設備の運用に当たっては、排ガス等により周辺環境に影響がないよう、設備の安全対策に万全を期すとともに、運転管理面においてもヒューマン・エラーを含め、トラブル等が発生しないよう慎重に作業すること。</p>	<p>設備の保守管理、運転管理とともに安全を最優先とし、トラブル等が発生しないよう丁寧かつ慎重に作業を実施してまいります。</p>
2	<p>排ガスモニタや敷地境界にあるダストモニタによる測定結果については、その結果を分かりやすくホームページで公表すること。</p>	<p>福島第一の敷地境界における空気中の放射線量については、敷地境界付近8箇所・モニタリングポストで監視しており、10分ごとのデータを当社HPでお知らせしております。</p> <p>・モニタリングポスト近傍8箇所に設置したダストモニタによる測定値については、月一回とりまとめて会場の場等でマスコミに説明するとともに当社HPに掲載しており、今後さらにわかりやすいデータの開示・説明を指してまいります。</p> <p>・雑固体廃棄物焼却設備のダストモニタ・排ガスモニタについては、監視室で常時監視しており、異常があれば確実に「通報基準・公表方法」に基づき通報させていただきます。他に、ダストモニタのろ紙については、週1回の頻度で分析しており、結果については当社HPに掲載することとしております。</p> <p>・雑固体廃棄物焼却設備のダストモニタ・排ガスモニタについては、今後、さらにわかりやすい公表方法について検討してまいります。</p>
3	<p>万が一、設備の異常やトラブルが発生した場合には、速やかな運転停止と関係機関に対する迅速な通報連絡等を行うこと。</p>	<p>設備の異常やトラブルが発生した場合は、状況を速やかに確認し、その上で運転停止などの必要な対応を行うとともに、「通報基準・公表方法」に則り迅速に通報連絡等を行います。</p>